

四国一周サイクリングルートマップデザイン制作事業 委託仕様書

1 目的

四国は、国内でも屈指のサイクリングの適地であり、国内外から四国へサイクリストを誘客し、四国一周サイクリングの認知度向上と地域の活性化を図るため、サイクリングアイランド四国の象徴となる「四国一周サイクリングルート」に、立ち寄りスポット等の付帯情報を盛り込んだマップデザインを制作する。

2 事業期間

契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで

3 事業費

金 1,700,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 事業内容

(1) 規格等

次のとおり印刷できる規格にすること。

- ① 体裁：③の用途に最適なものを提案すること。

(例) B 2 版 (H515mm×W728mm) 蛇腹折り 3 つ折り仕上げ等

- ② 両面カラー 4 色

- ③ 用途：四国 4 県やサイクリングアイランド四国推進協議会等が、展示会の会場や自転車店等において、主にサイクリスト向けのプロモーションを行う際に配布する。

(2) マップデータの作成

- ① ルートは、平成 28 年度に愛媛県が実施した「四国一周サイクリング情報発信事業」におけるルートを活用すること。

- ② 掲載内容は次の項目を基本とする。

- ・トイレ休憩が可能な施設等
- ・ルートの勾配情報
- ・特に掲載したい観光施設等
- ・その他上記以外に掲載の必要がある情報

(3) 成果品の提出

- ① 受託者は、委託業務終了後、下記により速やかに業務委託実施報告書（様式任意）と合わせて成果品を電子データで提出すること。

- ・実施報告書作成部数：1 部
- ・ファイル形式：AI 及び PDF 形式で提出すること。
- ・画像データについては、別途 JPEG 形式で提出すること。
- ・成果品を HP やパンフレット等印刷物及び雑誌の広告等において観光 PR

として使用する場合、追加負担なく使用できるものとする。

② 提出先：サイクリングアイランド四国推進協議会

(事務局：愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課自転車新文化推進室)

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、サイクリングアイランド四国推進協議会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、サイクリングアイランド四国推進協議会事務局が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものである。
- ② 受託者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、サイクリングアイランド四国推進協議会事務局と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、サイクリングアイランド四国推進協議会事務局との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じサイクリングアイランド四国推進協議会事務局と協議のうえ処理するものとする。